

## 塚本くすのき保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人なみはや福社会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立福祉センター内
電 話 番 号	06-6761-3010
代表者氏名	理事長 竹本 榮

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育園
施 設 の 名 称	塚本くすのき保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市淀川区塚本6-10-7
連 絡 先	電話番号 06-6301-4710 FAX 06-6301-4735
管 理 者	園長 清原 美佳緒
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 12人 1歳児 24人 2歳児 30人 3歳児 30人 4歳児 30人 5歳児 30人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 80人 満1歳以上満3歳未満の児童 41人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	平成 27年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051005132
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.tukamoto-h.sakura.ne.jp/">http://www.tukamoto-h.sakura.ne.jp/</a>

### 3 施設の目的・運営方針

塚本くすのき保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地		954.03 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建のうち 1階、2階
	延べ面積	601.14 m <sup>2</sup>
園庭		地上園庭 581.04 m <sup>2</sup> 公園 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	49.25 m <sup>2</sup>
ほふく室	1室	51.02 m <sup>2</sup>
保育室	4室	たんぽぽ組（満2歳児クラス） れんげ組（満3歳児クラス） すみれ組（満4歳児クラス） ゆり組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	なし	
調理室	1室	43 m <sup>2</sup>

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	乳幼児の養護・教育	29	16	13	
調理員	給食・おやつ調理	4	2	2	栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）
保育士	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）
調理員	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育

を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	14時半頃～	
1歳児	9時30分頃	11時頃	14時半頃～	
2歳児	9時30分頃	11時頃	14時半頃～	
3歳児		11時30分頃	14時半頃～	
4歳児		11時30分頃	14時半頃～	
5歳児		11時30分頃	14時半頃～	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

### (4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4	2	2	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

※ 3, 4, 5歳児及び第3子(乳児)は保育料が無償化されています

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	和田内科医院
医院長名又は医師名	和田 雅巳
所在地	大阪市淀川区塚本 4-3-3
電話番号	06-6301-6001

### (2) 歯科

医療機関の名称	岩鶴歯科医院
医院長名又は医師名	井上 泰
所在地	大阪市淀川区十三元今里 2-14-18
電話番号	06-6301-3324

## 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 (有)      ・誘導灯 (有)</li> <li>・ガス漏れ報知機 (有)      ・非常警報装置 (有)</li> <li>・非常用電源 (有)      ・スプリンクラー 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有)</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 清原美佳緒、勝大一郎</li> <li>・ご利用時間 9:00～ 17:00</li> <li>・電話番号 06-6301-4710</li> <li>F A X 06-6301-4735</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>				
第三者委員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">土井 憲之</td> <td>電話番号 06-6761-3010</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会福祉法人 なみはや福祉会 監事</td> </tr> </table>	土井 憲之	電話番号 06-6761-3010		社会福祉法人 なみはや福祉会 監事
土井 憲之	電話番号 06-6761-3010				
	社会福祉法人 なみはや福祉会 監事				

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興会
保険の内容	障害保険
保険金額	350円 (保護者負担 210円・保育園負担 140円)

## 20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	9人	9人	9人
1歳児	20人	20人	20人
2歳児	24人	24人	24人
3歳児	29人	29人	29人
4歳児	29人	30人	27人
5歳児	29人	29人	30人

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成28年度受審	H28年10月27・28日 H28年12月27日
自己評価の実施状況	毎年度実施	継続実施

## 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

## 23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 24 ひまわり会(保護者会)について

5月頃に保護者の立候補(立候補がなければ抽選)により、役員を決定する。  
役員決定後、各クラス毎にひまわり会費を徴収する

クラス	金額(年間)	用途
もも	2000円	お帳面代、親子遊びおみやげ 他
ちゅうりっぷ	2000円	お帳面代、親子遊びおみやげ 他
たんぽぽ	3500円	お帳面代、親子遊びおみやげ 遠足交通費
れんげ	4500円	パート2,3 おみやげ、遠足交通費、あゆみ帳代他
すみれ	5000円	パート2,3 おみやげ、遠足交通費、あゆみ帳代他
ゆり	前期 5000円 後期 5000円	パート2,3 おみやげ、遠足交通費、あゆみ帳代他 ※遠足の行先や内容により、会費額は前後する

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由 及び目的	金 額
給食費に係る費用	2号認定を受けた幼児 主食費 1,100円 副食費 4,800円	月額 5,900円
用品代	道具箱 640円 はさみ 490円 クレパス 600円 粘土 340円 粘土ケース 300円 のり 250円 ピアニカの吹き口 440円 絵具 1000円 カラー帽子 1020円 保育園Tシャツ 綿 1180円 ドライ 1100円 体操ズボン 2000円 ベッドカバー 2600円 ベッドカバー（防水用） 3100円 ゴム印 280円 名札 105円 健康ノート 150円	1,500円～8,000円
アルバム代	5歳児	5040円
写真代	1枚	50円

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについて

延長保育登録児童	月 額	2,900円
延長保育未登録児童	1時間毎	300円

時間外保育（延長保育）

保育標準時間・・・18時30分～19時30分

保育短時間・・・・・・7時30分～8時00分

16時00分～18時30分

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。